

ご加入のみなさまへ

I 共済証券の記載内容をご確認ください

お届けいたしました共済証券の記載内容をよくお確かめください。記載内容が事実と異なる場合は、事故の際に共済金をお支払いできなかったり、共済関係を解除させていただいたりすることがありますのでご注意ください。

万一、記載内容にご不明な点又はお気づきの点などがございましたら、NOSA I までお問い合わせください。

1 ご加入者のお名前、ご住所

ご加入いただいている方のお名前、ご住所をご確認ください。

加入申込みから共済責任期間開始までに、譲渡、相続その他の包括承継により、ご加入いただいている方が変更になったときにはNOSA I までご連絡ください。

2 共済責任期間

農機具更新共済の共済責任期間（共済で補償される期間）は、共済掛金を納入していただいた日（共済証券記載の日が共済掛金を納入いただいた日以後の日であるときは、共済証券に記載されている日）の午後4時に開始し、農機具ごとに記載されている期間の末日の午後4時に終了します。

共済責任期間は、3年から残存年数（農機具の種類ごとの耐用年数から購入後の経過年数（1年に満たない端数月は切り捨てます）を差し引いた年数）までの年数でお申し出いただいた年数です。

期間の末日、期間の年数をご確認ください。

3 農機具更新共済で補償の対象になる共済事故

農機具更新共済の補償の対象となる共済事故は次のとおりです。これらの共済事故以外の原因（故障、磨耗、腐食、さびなど）による損害は、共済金の支払い対象になりません。

- (1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故（次の表中の事故に限ります。）、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

その他これらに類する稼働中の事故	ア 圃場等から引揚げられる時のけん引による事故
	イ 共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体（トラクターに接続しているロータリーなどをいいます。以下同様とします。）の動作に起因し、有体物が共済目的に落下若しくは飛来した事故（ロータリーからの飛び石によるトラクターの損害など）
	ウ 共済目的が、共済目的と連結し一つの機能として稼働している機体と接触・衝突した事故
	エ 収穫物等（コンバインにおける穀・ワラなどをいいます。）の詰まりによる事故
	オ 道路の段差を乗り越える時等の衝撃による事故

- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震等及び落雷による損害を除きます。）
- (4) 共済責任の終了または満了に伴う経年減価による損害

4 特約の種類

農機具ごとの特約をご確認ください。特約によって共済金の支払いなどが変わりますのでご注意ください。共済証券に表記されている特約は次のとおりです。

共済証券の表記	特約の種類
無	特約なし
臨費	臨時費用担保特約
地震	地震等担保特約
臨費地震	臨時費用担保特約＋地震等担保特約

特約の概要は次の通りです。詳しくは約款の特約条項や農機具共済チラシをご覧ください。

特 約	特約の概要
臨時費用担保特約	● 災害共済金が支払われるとき、臨時費用共済金として共済金額に損害割合（損害の額／新調達価額）の10%を加算してお支払いいたします。 ● 災害共済金が支払われるときの事故により加入者（同居の家族を含みます）が死亡（基準による後遺障害を含みます）又は30日以上入院加療（むちうち症などの他覚症状のないものを除きます）を要したとき、傷害費用共済金をお支払いします。
地震等担保特約	● 地震等による損害についても、次の算式により災害共済金をお支払いします。 $\text{災害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$ この特約を付けていない場合、地震等による損害についてはお支払いできません。

5 機種・銘柄・型式区分・車体番号

- （1）機種 機種とは、トラクター、田植機、コンバインなど農機具の種類をいいます。農機具更新共済の共済掛金は、機種の区分により変わります。自脱型コンバイン（米麦用コンバイン）と普通コンバイン（汎用コンバイン）、草刈機（畦畔刈りなど）とモア（牧草刈りなど）の違いなどにご注意ください。
- （2）銘柄 メーカー名のことです。製造会社と販売会社が異なる場合は、販売会社になります。
- （3）型式区分 農機具の販売型式と区分を合わせたものです。農機具の銘板、売買契約書、車体のラベル等でご確認ください。
- （4）車体番号 農機具ごとの打刻された番号です。農機具の銘板、車体の打刻等でご確認ください。

6 新調達価額

農機具の標準小売価格（税込）を告知していただいた価格です。共済金の算定時に用いる「新調達価額」は農機具の型式区分やオプション装備により損害評価時に決定します。

この金額が共済金額の上限（この金額が2,000万円を超える場合は2,000万円が共済金額の上限）になります。

7 共済金額

農機具一台ごとに、10万円から2,000万円の範囲で、新調達価額を上限に、選択いただいた金額で、共済事故でお支払いする災害共済金の上限金額です。

共済事故によってお支払いする災害共済金は、損害評価時に決定される新調達価額に対する共済金額の

割合に比例します。

共済金額が型式区分やオプション装備で損害評価時に決定される新調達価額を超えるときには、超えた共済金額分の共済関係は無効になります。この場合、超えた共済金額に係る共済掛金等はお申し出により返還することができます。

$$\text{災害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

※ 地震等担保特約付きの場合は、特約の種類をご覧ください。

8 減価共済金額

農機具一台ごとに、5万円から経年減価額まで（経年減価額が共済金額を超えるときは共済金額まで）の範囲で選択いただいた金額で、共済責任の終了または満了により支払われる減価共済金（満期共済金）の上限金額です。

$$\text{経年減価額} = \text{新調達価額} \times \frac{\text{共済責任期間年数}}{\text{耐用年数}}$$

※ 1万円未満の端数は切り捨てます。

減価共済金（満期共済金）の額は次のとおりです。

（1）共済責任満了の場合

減価共済金額に相当する額とします。

（2）共済責任終了の場合

損害の額を限度として、次の算式によって算出された額とします。

$$D \times \frac{M}{N} \times \left(1 - \frac{B}{A}\right)$$

D : 減価共済金の額

M : 共済責任終了時における共済責任経過年数（1年未満の端数月がある場合にはこれを切り上げて1年とします。）

N : 共済責任期間年数

B : 災害共済金

A : 共済金額

9 共済掛金等

初年度共済掛金等と2年目以降共済掛金等が記載されています。

次の共済掛金期間（共済責任開始日（2年目以降は共済責任開始日の応答日）から1年間）の共済掛金等は、共済掛金期間が満了の日までに組合に払い込まなければなりません（農機具更新共済約款第5条）。

共済掛金期間の満了の日の翌日から14日の猶予期間があります（農機具更新共済約款第6条）。

猶予期間中に共済事故により災害共済金をお支払いすることになったときは、支払うべき災害共済金からその共済掛金等を差し引きます。

猶予期間が経過したときには、猶予期間の初日から共済関係は効力を失います。

共済掛金等の払込みがなく共済関係が効力を失った場合にあっても、効力を失ってから1年以内であれば、共済関係の復活を申し込むことができます。この場合、共済掛金等に相当する未納の金額に延滞利息を加算して納入しなければなりません（農機具更新共済約款第7条）。この共済関係の復活の効力は共済掛金等に延滞利息を加算した金額を納入したときから生じます。

10 備考（格納場所等）

農機具の通常の格納場所などが記載されています。

11 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応

組合は「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、加入申込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

Ⅱ ご加入時に必ずご確認ください

重要事項説明書には、農機具更新共済で共済金が支払われない場合などを記載しております。ご加入にあたって必ずご一読ください。

農機具更新共済の重要事項説明書は、農機具共済チラシにあるほか、NOSA I 宮城の Web サイト（アドレス <https://www.nosaimiyagi.or.jp/>）の「農機具共済の制度の仕組み」に掲示しています。

Ⅲ ご加入内容に変更が発生した場合について

共済責任期間中にご加入内容に変更が生じた場合は、直ちに（又はあらかじめ）NOSA I へご連絡ください。ご連絡がない場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

1 ご加入後に通知いただく事項（通知義務） 〈更新共済約款第 17 条〉

（1）通知義務とは・・・

通知義務とは共済責任期間の中途にご加入内容の変更が生じた場合、その事実・変更内容を直ちに（又はあらかじめ）書面をもってNOSA I にご連絡いただかなければならない、ご加入いただいている方の義務をいいます。ご連絡が遅れた場合には共済金をお支払いできないことや共済関係を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

（2）通知義務の内容

ご加入いただいている農機具について次のことが生じた場合にはNOSA I にご通知ください。

項目	内 容
通知 義務	① 補償内容が同じ他の共済・保険に加入するとき
	② 農機具を譲渡するとき
	③ 農機具を解体・廃棄するとき
	④ 農機具が共済事故以外の原因によって破損した場合
	⑤ 農機具の用途を変更するとき 例) ハーベスタの脱穀部を取り外して運搬機として使う場合など
	⑥ 農機具を著しく改造するとき 例) 乗用田植機の苗のせ台と植付部を除いて、作溝刃を後付けした乗用水田溝切機として使う場合など
	⑦ 格納場所又は設置場所を変更するとき
	⑧ 事故発生の危険が著しく増加するとき
	⑨ その他、告知事項の内容に変更を生じさせるような事実が発生したとき

2 ご加入している農機具を譲渡される場合 〈更新共済約款第36条〉

ご加入している農機具を譲渡される場合、譲り受ける方が承継することを申し出てNOSA Iがこれを承諾しなければ、譲り受けた方にこの共済関係の権利・義務は移りません。

Ⅳ 事故が起こったときの手続き

1 万一、事故が発生したならば・・・

① まず、安全を確保し負傷者の救護を行ってください

農作業事故は、農機具の損害ばかりでなく、人身におよぶことがあります。

万一、事故が起こった場合は、まずご自身の安全を確保し、負傷者がいらっしゃる場合は負傷者の救護を行ってください。

② すみやかにご通知ください

事故が発生したならば、すみやかに次のことをNOSA Iにご通知ください。事故発生通知が遅れた場合、共済金の一部又は全部が免責されることがありますのでご注意ください。

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 事故の概況

③ 事故にあった農機具を修理される場合

修理に着手される前にNOSA Iにご連絡ください。損害の状況が確認できない場合、共済金をお支払いできない場合があります。

もしもNOSA Iが確認する前に修理が完了した場合は、交換した部品はすべて保管しておいてください。NOSA Iが確認する前に破損した部品を廃棄してしまった場合、共済金の一部又は全部をお支払いできない場合があります。

2 農機具共済には復旧義務があります

共済事故で破損した農機具は、事故の発生から1年以内に復旧しなければなりません。復旧とは修理を完了されるか、ご加入いただいている農機具と同機種で同一性能の農機具を購入されることをいいます。

もしも1年以内に復旧しない場合にあっては、損害の額を農機具の時価額を基準として算定した共済金をお支払いします。

ただし、災害救助法が適用される災害があった場合、災害救助法が適用された地域においてその災害により損害が生じた農機具については、復旧しなければならない期間が通常の1年に加え3年を限度に延長される場合があります。

3 共済金請求に必要な提出書類は

共済金の請求に必要な書類は、ご加入いただいている方自身がNOSA Iに提出ください。必要な書類、手続きは事故の損害評価時にNOSA Iの担当者が説明いたします。なお、ご不明な点がございましたならば遠慮なくNOSA Iにお問い合わせください。

① 共済金請求書

ご加入内容、共済事故名などが記載された請求書になります。

② 修理明細請求書等

農機具の修理を行った修理業者がご加入している方に出した修理内容の明細が記載された請求書です。共済金を請求する事故内容と修理明細の内容が合っていること、修理業者の社印が押印されていることをご確認のうえ、ご加入いただいている方自身がNOSA Iにご提出してください。

なお、修理業者が別の業者に外注した場合など、別に添付いただく書類が必要になる場合がございます。

※ 部品が供給されないなどの理由により修理不能となる場合にあっては、修理明細請求書ではなく見積書を修理業者から取得いただき、ご加入している方自身がNOSA Iにご提出いただきます。この場合、新たに農機具を購入するなどして復旧したことを「復旧通知書」及び「農機具購入証明書」でご通知いただきます。

③ その他の書類

共済事故の状況によって、上記とは別にご提出をお願いする書類がございます。

- ・ 火災事故のとき 消防署が発行する罹災証明書
- ・ 交通事故、盗難など第三者による損害のとき 警察署の発行する被害届け等の受理番号、必要に応じて示談書

※ 交通事故等で示談を行う場合には、あらかじめNOSA Iにご連絡ください。示談の内容によっては、共済金をお支払いできなくなることがあります。

V 満期を迎えられるとき

1 満期共済金がお手元に届くまで

共済責任の満了により、満期共済金をお支払いいたします。満期共済金のお受け取りについて手続きが必要ですのでご確認ください。

① 書類の到着をお待ちください

共済責任の満了する予定日の前の月の初めまでに「農機具更新共済満期時支払請求書」をお送りいたします。満了日が近づいても書類が到着しない場合はNOSA Iにお問い合わせください。

② 内容をご確認のうえ書類を提出してください

書類がお手元に届きましたならば、共済証券と照合いただいたうえで、ご加入者自身が、支払請求書を満了予定日の前の月の10日頃までに組合にご提出ください。

③ 満期共済金をお支払いします

共済責任が終了することなく満了したことをNOSA Iが確認後、満了日の翌日から5営業日以内に満期共済金をご加入者の指定する口座にお支払いします。支払請求書のご提出が遅れた場合、期日にお支払いできないことがありますのでご注意ください。

④ お支払い内容をご確認ください

満期共済金のお支払い後、お支払い内容の明細を記載した書類をお送りします。お支払い金額などを

ご確認ください。

お支払い明細にご不明な点がなければ、すべてのお支払い手続きは完了します。

新品で購入後、経過年数が 17 年を超えるまでは農機具総合共済または農機具火災共済に、17 年を超えた場合は農機具火災共済に引き続きご加入できます。

万一の損害に備えてNOSA I の農機具損害共済にご加入くださいますようお願いいたします。